

港区告示第二百八十五号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、虎ノ門KTビルマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和七年七月二十四日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

虎ノ門KTビルマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

虎ノ門KTビル

(二) 敷地の区域

東京都港区虎ノ門五丁目二十一番三

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区虎ノ門五丁目二十一番三及び二十一番四

四 事業施行期間

令和七年七月二十四日から令和十二年十一月三十日まで

五 事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三十番一―六〇二号

六 設立認可の年月日

令和七年七月二十四日

七 事業年度

毎年七月一日から翌年六月三十日まで

八 公告の方法

施行マンション所在地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和七年八月二十二日